時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千三百七十三號　火曜日
明治廿二年八月六日
舊曆己丑七月十日（甲、寅）
日出午前四時五十三分　日入午後六時三十九分
月出午後一時五十四分　月入午前
滿潮午前十一時三十九分　午後
（西曆一千八百八十九年）

時事新報

土地收用法

政府は法律第十九號を以て土地收用法を公布し公共の利益の爲めに必要ありと認定したる工事には此法律の定むる所に依り損失を補償して土地を收用又は使用する事を得せしめ去る明治八年太政官第百三十三號にて達したる公用土地買上規則は新法施行の當日より廢止する事となしたり新舊ともに均しく土地の收用に關する法律規則なれども舊則は僅々十二條に過ぎざるに新法は總て四十一條より成立し其條項に於て既に斯く詳略の差ある其上に精神と云ひ手續と云ひ之を舊則に較ぶれば大に異なる所ありて要するに今回の新法は時勢の變遷に應じ事の取扱ひを精密にして偏に人權を疎かにせざるの趣意に出でたるもの〻如し我輩は今左に新舊兩法の概略に就て比較對論する所あらんとす

第一　舊則第一則に「公用土地買上トハ國郡村市ノ保護便益ニ供スル爲メ院省使廳府縣ニ於テ人民所有ノ土地ヲ買上ルヲ云フ、但國郡村市ノ保護便益ニ供スル爲メ人民ニテ鐵道電線上水等ノ大土工ヲ起ス時ハ其事業ニヨリ特別官許ノ上此規則ニ准スルヲ得ベシ」とありて均しく公益の爲めに土地を使用するに規則上自ら官民の區別をなしたる處新法にては「左ノ種類ノ工事ニ要スル土地ハ内閣ニ於テ公共ノ利益ト爲シテ必要ナル工事ト認定シタル後此法律ヲ適用スルコトヲ得」とありて其種類は第一より第六までに分ち國防其他兵事に要する土地を始とし官立公立乃至私立を論せず苟しくも公共の利益の事に供する土地は總て之を網羅し別に官民云々の分隔てをなさゞるは全く體裁上の事とは云へ政府より發したる法文の面にかゝる變化を見るに至りたるは近來官尊民卑の風漸く薄らぎたるの徴として我輩の滿足する所なり

第二　舊則には「公用買上ハ必ズ其地ヲ要セサルヲ得サルニアラサレバ之ヲ行ハサルモノトス故ニ人民之ヲ拒ムヲ得ズ」との嚴則ありて殆んど命令的に屬するが如くなれども新法に於ては其注意最も周密にして法の精神は全く其の點に集ると云ふも可なるが如し即ち前述の工事の爲め土地を收用又は使用せんとするときは起業者は工事計畫書幷に圖面を製し地方長官に差出し長官は之を審査して内務大臣に具申し大臣は又之れを閣議に提出し（政府の起業に係るときは主務大臣内務大臣と協議の上之れを閣議に提出す）内閣に於て之を認定したる上にて起業者は工事準備の爲め始めて其土地に入り測量若くは檢査をなす事を得るものにして之が爲めに生じたる損失は起業者に於て補償す可きは勿論、既に工事の仕樣及び收用又は使用す可き土地の區域確定したるときは起業者は其仕樣書幷に圖面及び損失補償金額見積書を所有者及び關係人に示し協議を遂げ其協議もし調はざるときは起業者は意見書と共に其書類を地方長官に差出し府縣會常置委員を以て組織したる土地收用審査委員會の裁決を請ふ可し而して其書類は十四日間公衆の縱覽に供し土地の所有者及び關係人は其期日内に意見書を差出し扨いよ〱裁決を受けたる上にて其工事仕樣に關する裁決に服せざる者は七日以内に内務大臣に訴願し、補償金額に關する裁決に服せざるものは三箇月以内に裁判所に出訴する事を得るものにして之を舊則の公用買上の必要と認めたる上は人民は之を拒むを得ず云々命令法に比すれば其手續の周到綿密ある霄壤、啻ならずして而も其精神の所在を尋ぬれば一々人權を重んずるの意ならざるはなし尤も舊則とても施行の實際上には夫々の手續もありて強ち命令のみにはあらざれども事の最後に至れば人民は之を拒むを得ずの一句確乎として動かす可らず千萬無限の事情も遂に無用に歸するが如き事なきにあらざりしが今度の新法に於ては起業者より工事の計畫を提出し又は土地を測量檢査して所有者及び關係人と協議を遂ぐるの順序手續も明白に定めある其上に協議の調はざるときは起業者は審査會の裁判を請ひ裁決に服せざるときは雙方ともに内務大臣に訴願し又は裁判所に出訴する事を得るとありて事の便宜は申す迄もなく人民の私有を處分するに特に鄭重の注意を加へたるものにして即ち新法の出色と云ふ可し

第三　買上の代價に關しては舊則には「公用ノタメ買上ル地價ハ券面ニ記シタル代價タルヘシ然レトモ地價相違ヲ生セル時ハ所有者ト該廳トノ商議ヲ以テ代價ヲ增減スルコトアルヘシ」とあるを新法にては「收用又ハ使用スヘキ土地其他ノ補償金額ハ所有者及關係人ヲシテ相當ノ價値ヲ得セシムルヲ目的トシテ之ヲ定ムヘシ」と云へり其他其土地に關する建物木石作物より道路溝渠橋梁墻柵及び非等の場合に於ける收用補償の事等これを舊則と比較するに精疎詳略、同日の談にあらずして而も其箇條は一として人權保護の一點に傾かざるはなし右は概略の比較にして一々之れを對照して論究するときは新舊相異なるの點その他にも甚だ少なからざる可しと雖も之を要するに今度の新法は時勢の進歩に應じ人民の所有權を尊重するの精神より出でたる改正として我輩の異辭なき所なるが唯事の序に一言せざる可らざるは此新法と本年一月に公布せられたる東京市區改正土地建物處分規則との關係なり勿論彼規則は東京の市區改正の爲めに特に制定したるものにて一般の土地法とは自ら殊別なる處もあらんなれども人民所有權の事はその係る所甚だ少なからざれば苟めにも彼是厚薄の懸念あらしむ可らず抑も彼規則と此新法との關係に就て如何なる處分ある可きやは我輩が世人と共に窃かに疑を存する所あり

官報

○遞信省告示第百五十四號

石工樵夫炭燒夫等深山幽谷ニ流寓執業スルモノニ宛タル郵便物ハ各其自宅又ハ雇主ノ家宅若クハ其事務所ニ配達ス

明治廿二年八月五日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

○遞信省告示第百五十五號

明治十九年第百十五號告示水液脂肪類見本ヲ交換シ得ル國名中伯西兒ヲ追加ス

明治廿二年八月五日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

○東京府告示第六十號

左ニ掲クル願書ハ自今二通差出スヘシ

明治廿二年八月五日　東京府知事男爵高崎五六

一神社寺院祠宇佛堂境外所有地賣却及抵當交換讓與願
一同上境內地ヲ境外地ニ變換願
一同上移轉廢合願
一官有地拂下及下渡願
一民有地分割及合併誤謬訂正願
一民有地宅地成及開墾地願
一畦畔有租地成願
一荒地免租願

○市制第三十一條ニ依リ東京市公園地使用規則ヲ設ケ第百二十三條ニ依リ東京府知事ノ許可ヲ受ケ左ノ通之ヲ定ム

明治廿二年八月五日　東京市參事會　東京府知事男爵高崎五六

東京市規則第二號

東京市公園地使用規則

第一條　公園ニ於テ地所ノ使用ヲ許スハ當廳ニ於テ衆庶ノ偕樂ニ供シ若シクハ遊歩者ニ便益ヲ與フヘシト認ムル營業者ニ限ルヘシ但場所ニ依リ本文營業者ノ外ト雖モ使用ヲ許スコトアルヘシ○第二條　公園ニ於テ地所ヲ使用セントスルモノハ其地ノ位置坪數及建家等（構造ノ大略其他一切ノ設營皆之レヲ記スヘシ）ノ圖面ヲ作リ當府市町村住民ニシテ土地又ハ家屋ヲ所有スルモノヲ保證人トシ當廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ○第三條　使用ノ許可ヲ受ケタルモノハ其翌日ヨリ三十日以內ニ營業上ノ諸設營ニ着手シ成功ノ上ハ其旨當廳ニ屆出檢査ヲ受クヘシ○第四條　使用地內ト雖モ其家屋ノ增築又ハ模樣替其他新規ノ造營ヲ爲サントスルトキハ圖面ヲ作リ當廳ニ願出許可ヲ受ケ成功ノ上ハ其旨屆出檢査ヲ受クヘシ○第五條　使用地內ハ勿論其周圍ト雖モ不潔ナラサル樣常ニ掃除ヲナシ且塵埃ノ飛散セサル樣時々淨水ヲ灑キ又降雪等ノ節ハ之レヲ取除クヘシ○第六條　使用地內在來ノ樹木ハ之ヲ保護スヘシ當廳ノ許可ヲ得スシテ伐採又ハ植換ヲ爲スヘカラス○第七條　使用地ハ之ヲ他人ニ轉貸スルヲ許サス○第八條　使用地ニ設クル一切ノ建物不潔又ハ不體裁ニシテ當廳ニ於テ公園ノ美觀ヲ損スルト認ムルトキハ其建物ノ修繕改造又ハ取拂ヲ命スルコトアルヘシ○第九條　當廳ヨリ建物ノ取拂ヲ命セラレ又ハ使用地ヲ返納スル者ハ一切ノ建物等ヲ取拂ヒ地所ヲ元形ニ復シ其旨當廳ヘ屆出檢査ヲ受クヘシ若シ之ヲ怠ルトキハ當廳ニ於テ直ニ施行シ其費用ヲ辨償セシムヘシ○第十條　使用ヲ許可シタル後ト雖モ公園改良等必要ノ場合アルトキハ六箇月以前ニ之レヲ達シ返地ヲ命スルコトアルヘシ」但建物等取拂及地所ヲ元形ニ復スルノ手續ハ總テ第九條ニ準スヘシ○第十一條　使用地內ニアル建物等ノ全部又ハ一部ヲ取除キタルトキハ其旨當廳ヘ屆出ヘシ○第十二條　當廳若クハ使用人ノ建設シタル家屋ヲ借受ケ住居若クハ出稼ヲ爲ス者モ亦此規則ヲ遵守スヘシ○第十三條　此規則實施ニ關シ當廳又ハ區役所ニ於テ使用地內建物等ヲ臨時檢査スルコトアルヘシ○第十四條　使用地ニアル建物等ノ賣買讓受ヲナストキハ雙方連署シ當廳ニ願出テ使用換ノ許可ヲ受クヘシ○第十五條　凡ヲ公園ニ關シ當廳ヘ願屆書ヲ出ストキハ其公園所在地區長（飛鳥山公園地ニ於テハ本郷區長）ノ奧印ヲ受クヘシ○第十六條　此規則第三條第四條第五條第六條第七條第八條第十二條ニ違背シタルトキハ當廳ニ於テ其情狀ニ依リ日限ヲ定メ返地ヲ命スルコトアルヘシ但建物等取拂及地所ヲ元形ニ復スルノ手續ハ總テ第九條ニ準スヘシ○第十七條　淺草公園第七區內ニハ此規則第二條ノ割注第三條第四條第十一條ヲ施行セス

○東京市告示第二十九號

明治二十二年度東京市公園臨時歲出豫算市會ノ議決ヲ經テ左ノ通之ヲ定ム

明治廿二年八月五日　東京市參事會　東京府知事男爵高崎五六

明治二十二年度東京府東京市公園臨時歲出豫算